

令和8年度 海外展開支援事業 専門家による支援の留意事項

1 共通留意事項（全メニュー共通）

支援開始時

- (1) 専門家から連絡がありましたら、初回面談日程を相談のうえ決定してください。
- (2) 支援の利用を辞退する場合は、初回面談前までに必ず当財団へご連絡ください。原則、専門家との面談後の辞退はできませんのでご注意ください。
- (3) 専門家との面談、海外企業へのヒアリング、海外企業との商談は原則オンラインで実施します。使用するミーティングツールは専門家や海外企業と協議して決定してください。

支援期間中

- (1) 面談日は専門家と協議して決定してください。
- (2) 専門アドバイザーとのメールでの連絡時は、メールアドレス [「overseas@sec.or.jp」](mailto:overseas@sec.or.jp) を連絡先に追加してください。当財団と海外展開コンシェルジュへ同報されます。
- (3) 専門家と連絡が取れない場合や疑問がある場合は当財団へご相談ください。
- (4) 専門家から当財団へ定期的に支援内容の報告が行われますので予めご了承ください。
- (5) 支援メニューごとに支援期間が定められている場合は、期間を遵守してください。やむを得ない理由により大幅に超える見込みとなった場合は専門家及び当財団へご相談ください。やむを得ない理由が無い場合には、支援を終了する場合があります。
- (6) 本事業による無料の支援は、事業で定められた範囲内に限られますので、あらかじめご了承ください。支援範囲に疑義が生じた場合は、お問い合わせください。

支援期間中終了後

- (1) 支援終了後、14日以内に利用報告が必要です。
「overseas@sec.or.jp」から利用報告の依頼をいたします。
- (2) 専門家より当財団へ支援成果の報告と成果物の提出が行われます。

2 支援メニューごとの留意事項

アクションプラン支援（支援期間：4か月）

- (1) アクションプランの作成・実行は原則として利用企業が行い、専門家は助言や情報提供を行います。
- (2) アクションプランの作成には本事業で設定したフォーマットを用います。

海外企業へのヒアリング調査

海外企業との商談支援

(支援期間：約3か月)

- (1) 専門家との初回面談で利用企業の希望を確認し、要件定義を行います。要件に基づき、専門家が10社を上限として海外企業のリストを作成します。
- (2) 市内企業の情報（企業名や事業内容・製品情報など）は、海外企業へ開示します。開示ができない情報については、初回面談時に非開示の範囲や内容等を専門アドバイザーへ伝えてください。
- (3) 企業リストの作成後、アポイントの獲得に向けた調整を行います。獲得上限は3件です。アポイントの獲得を保証するものではありません。
- (4) 通訳及び専門家のアポイント同席は原則1回あたり1.5時間を上限とします。なお、通訳レベルは原則セミプロレベルとなります。
- (5) ヒアリング・商談1件につき1回を上限として、通訳者・専門家との事前ミーティングを設けることができます。利用企業は、ヒアリング・商談時に使用する資料を通訳者・専門家に共有し、面談目的や伝えるべき内容、専門用語等について説明するほか、全体の流れや時間配分等について十分な打合せを行ってください。ミーティング時間は1回あたり1時間を上限とします。
- (6) 資料の翻訳は1言語、1回のみ可能です。文字量及びページ数は専門家とご相談の上決定してください。利用企業が翻訳の修正を希望する場合、1回に限り修正対応いたします。
- (7) 利用企業が費用を自己負担して海外に渡航し、海外企業と対面でヒアリング・商談をすることも可能です。希望がある場合は専門家へご相談ください。ただし、専門家の同行は原則としてオンラインのみです。

海外企業との商談フォローアップ支援（支援機関：3か月）

- (1) 当財団がこれまでに実施した海外展開支援事業において商談支援の利用実績を有し、かつ、当該商談先から継続的な打診がある企業を支援対象とする。
- (2) 商談直後の相手企業に対し、専門家から原則24時間以内に商談内容の要約とお礼メールのレスポンスを行います。
- (3) 商談先の意図・関心ポイントの翻訳・整理、SNS（Facebook Messenger、LINE、WeChat等）を活用した継続的なコミュニケーション維持、および決裁者への再アプローチ・追客を実施します。
- (4) 成約に向けた具体的な条件調整と貿易実務のサポートを行います。輸出価格の最適化：国内卸価格からFOB/CIF価格への再計算および見積書作成します。
- (5) MOQ（最低発注数量）交渉の代行、輸入規制・ラベル表記・認証取得への対応助言、輸入代行業者の紹介と手数料交渉、SDS（安全データシート）・COA（分析証明書）等の書類整備支援を含みます。
- (6) 最終的な契約締結に向けた支援を行います。契約書のレビュー・助言（代理店契約、OEM契約、売買契約等）、PO（発注書）の確認と受注処理の支援、決済条件（前払い・L/C・T/T等）の設計助言、初回出荷に向けた物流・通関手配の調整を含みます。
- (7) サンプル送付等の金額は、原則市内企業が負担することとします。
- (8) アフリカ・中南米・北欧は対象外となります。詳細はお問い合わせください。

スポット型相談（支援期間：3か月）

- (1) 最大3回、各回3時間を上限として、専門家への相談が可能です。
- (2) 専門家が有する知見の範囲内でアドバイスを受けることができます。情報を収集するための新たな調査等は原則として支援の対象外です。